

群馬県立がんセンター—建物清掃及びごみ収集業務

プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、群馬県立がんセンターにおける建物清掃及びごみ収集業務を委託するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式によって特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務

(2) 委託場所

群馬県太田市高林西町6-1-7-1 群馬県立がんセンター

(3) 委託期間

契約締結日は令和6年7月中旬(予定)とし、業務委託期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。

※ ただし、令和6年7月(契約締結日)から令和6年9月30日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けること。(当該引継ぎに係る費用は新受託者負担)

(4) 委託業務内容

委託する業務は、契約書案及び仕様書に定める。ただし、契約時及び契約締結後において委託者・受託者協議のうえ仕様書の内容を変更できることとする。

3 予算規模(債務負担行為含む)

本事業は以下の金額(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

令和6年度 51,150千円

令和7年度 102,300千円

令和8年度 102,300千円

令和9年度 51,150千円

4 応募資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 群馬県財務規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録された者。若しくは、契約締結までに登録予定の者。
- (2) 過去5年間に関東地方の一般病床300床以上の病院において、建物清掃及びごみ収集業務を実施し3年以上の受託実績を有する者。
- (3) 当院から、本業務に従事する本店・支店・営業所等の拠点を距離100Km以内置く者。
- (4) (財)医療関連サービス振興会編医療関連サービスマーク認定事業者名簿(営業種目:院内清掃)に登録のある者。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していない者。

- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更正手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者
 - エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

5 スケジュール

- (1) 募集開始及び、実施要項等の交付開始
令和 6 年 4 月 17 日 (水) ～
- (2) 参加表明及び、実施要項等の交付期限
令和 6 年 5 月 8 日 (水) 午後 5 時まで
 - ・ 詳細は、下記 7 とおり
- (3) 質問受付
令和 6 年 5 月 22 日 (水) 正午まで
 - ・ 詳細は、下記 8 のとおり
- (4) 提案書提出
令和 6 年 6 月 7 日 (金) 午後 5 時まで
 - ・ 詳細は、下記 9 のとおり
- (5) 選定委員会
令和 6 年 6 月 12 日 (水)
 - ・ 詳細は、下記 10 のとおり

6 実施要項等の交付

- (1) 交付期間
令和 6 年 4 月 17 日 (水) から令和 6 年 5 月 8 日 (水) までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第 16 号。以下「休日条例」という。)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間。
- (2) 交付方法
電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名(法人の場合は法人名及び担当者名)、住所及び電話番号を記載し、下記 9 のメールアドレスあて送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。

7 参加表明

- (1) 本件プロポーザル方式に参加し、提案書を提出しようとする者は、次のとおり書類を提出し、参加表明を行うこと。
 - ア 提出書類
 - ① 参加表明書(別紙 2)(部数: 1 部)
 - ・ 別紙様式 2 により作成し、提案者の代表者名で提出すること。
 - ・ 「担当連絡先」は、提案業務の担当者所属・氏名・電話番号・メールアドレス等を適宜記入すること。
 - ② 誓約書(別紙 3)(部数: 1 部)

③ 添付書類（部数：1部）

- ・ 参加表明時点で4（1）の令和6・7年度入札参加資格名簿に登載されていない場合は、登載予定であることが分かる書類。（申請書類の写し等）
- ・ 4（2）の過去5年間に関東地方の一般病床300床以上の病院において、建物清掃及びごみ収集業務を実施し、3年以上の受託実績を証する書類。
- ・ 4（3）の本業務に従事する拠点の場所が分かる書類。
- ・ 4（4）の医療関連サービスマーク認定の事実が分かる書類。

④ ①～③の電磁的記録データ（CD 又は DVD で提出）1部

※①～③はA4両面(長辺とじ)印刷し、クリップでまとめ、インデックスを貼付すること。④のデータは「.pdf」形式で保存すること。

イ 提出期限令和6年5月8日（水）午後5時までとする。

提出期限後の変更は認めない。

ウ 提出先下記9(2)ウに同じ。

エ 提出方法持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

ただし、持参の場合は土日祝日を除き、午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

電送による提出は受理しない。

(2) 参加表明書を提出した者のうち、上記4に定める資格を満たすと認められる者を提案者と認定し、文書をもって通知する。

8 質問受付

(1) 仕様書や業務内容等に関する質問は別紙様式1により質問書を提出すること。

ア 受付期限 令和6年5月22日（水）午後5時までとする。

イ 提出先 下記9(2)ウに同じ。

ウ 提出方法 電子メールで送信の上、電話連絡を行いメールを受信した旨を確認すること。

(2) 質問に対する回答は、令和6年5月27日（月）までに、参加表明書提出者全員に電子メールにより送付する。なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなす。

9 提案書の提出等

(1) 参加表明を行い、提案者と認定された者に限り、提案書を提出することができる。

(2) 提案者は次のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

① 提案書及び添付資料（部数：各15部）

- ・ 提案書の様式及び提案内容は、提案書作成要領によるものとする。なお、提案書の内容は、後に契約を締結する際、契約書の一部とする。
- ・ 添付資料は、仕様書及び提案書作成要領に基づき、必要事項について記載した資料とする。

② ①の電磁的記録データ（CD 又は DVD で提出）

※ ①はA4両面(長辺とじ)またはA3（短辺とじ）印刷し、それぞれ別々に綴り、インデック

スを貼付すること。企画提案書等の枚数に制限は設けないが簡潔に記載すること。②のデータは「.pdf」形式で保存すること

イ 提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時までとする。

※ 提出後の変更は原則認めない。

ウ 提出先

〒373-8550 群馬県太田市高林西町6 1 7 - 1

群馬県立がんセンター 総務課

電話番号：0273-38-0771 F A X 番号：0276-38-0614

電子メール：gansenta@pref.gunma.lg.jp

エ 提出方法持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、持参の場合は土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

電送による提出は受理しない。

オ 審査の必要に応じて後日追加資料を求める場合がある。

10 選定委員会

(1) 業者の審査は、「群馬県立がんセンター医事業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が評価基準に基づき行う。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) ヒアリングの実施

ア 選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。

イ ヒアリングは、令和6年6月12日（水）に行う。なお、時間及び場所等については、提案者に別途通知する。

ウ ヒアリングは1提案者40分程度（プレゼンテーション25分、質疑15分）とする。

※ 時間は変更する場合あり。

エ プレゼンテーションは提出された提案書を基に行うものとし、プロジェクタなどの器材は用いないこととする。

(3) ヒアリングを経て提案書の内容について委員による採点評価を行い、選定委員会において総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を委託の最優先交渉者、次に優れた提案を行った者を次席者として決定する。

(4) 審査結果については、群馬県立がんセンター院長から各提案者に文書をもって通知する。

11 契約

(1) 当院は、最優先交渉者に選定された者と協議し、業務に係る仕様を確定させ、契約交渉を行い合意に至った場合、契約を締結する。

(2) 当院は、最優先交渉者と契約条件等で合意に至らなかった場合、及び本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約は「委託契約」とする。

(3) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

12 その他

- (1) 応募書類について要求した内容以外の書類等は受領しない。
- (2) 提出された参加表明書、提案書及び資料は返却しない。
- (3) 参加表明書、提案書及び資料の作成・提出に要する経費は提案者の負担等する。また、プレゼンテーション・ヒアリングへの参加に係る経費及び、契約交渉に係る経費も同様とする。
- (4) 提出された参加表明書、提案書及び資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加表明書、提案書、資料及びその複製は前号以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) その他不明な点については、上記9(2)ウに照会すること。